

# 提出書類一覧

## 1 原則、調査対象者全員が必要な書類

被扶養者の「令和7年度（令和6年分）の所得証明書」※

※収入がある場合は、収入に関する提出書類を併せてご提出ください。

ただし、令和6年7月～令和7年6月の間、無職無収入で扶養手当の支給対象である被扶養者については、省略できます。

## 2 平成19年4月1日以前に生まれた学生（予備校生も含む）の場合 在学証明書（原本）又は学生証の写し（令和7年度中に有効なもの）

## 3 扶養手当の支給対象でない子で、組合員の配偶者が被扶養者でない場合（主たる扶養義務者の確認）

組合員及びその配偶者の「令和7年度（令和6年分）の所得証明書」

## 4 同居が認定要件である被扶養者（義父母、配偶者の子、甥姪、子の配偶者など）の場合

世帯全員の住民票（組合員と被扶養者が同一住所別世帯の場合は、それぞれの世帯全員の住民票）

## 5 被扶養者が外国に居住している（住民票が国内にない者）場合

留学を理由に外国に居住している

…留学先の在学証明書（原本）又は学生証の写し（令和7年度中に有効なもの）※

※調査時点で留学先の在学証明書又は学生証の写しが入手できない場合やその他の理由で外国に居住している場合は、共済組合へお問い合わせください。

6 被扶養者資格確認届書に印字されていない（調査対象となっていない）被扶養者に収入がある場合

当該被扶養者※の「令和7年度（令和6年分）の所得証明書」及びその収入に関する提出書類

※当該被扶養者について、調査様式へその他の被扶養者と同様に記入を行ってください。

7 父母等夫婦のうち、いずれか一方のみが被扶養者の場合

当該被扶養者の配偶者※の「令和7年度（令和6年分）の所得証明書」（無職無収入の場合も提出）及び収入に関する提出書類

※当該被扶養者の配偶者について、調査様式へその他の被扶養者と同様に記入を行ってください。

8 別居をしている場合

扶養手当の支給対象でない別居の被扶養者について、仕送りの事実が確認できる書類が必要です。

仕送りの事実が確認できる書類として、原則、被扶養者の通帳の写しまたは現金書留控えの写しとしております。

いつ、誰から誰へ、いくら送金したかが、わかる証明をご提出ください。

なお、扶養手当の対象でない別居の被扶養者であっても、学生の場合は提出を省略できます。